

# 特定事業場排水の水質規制

## ■ はじめに

公共下水道は、私たちの生活環境を快適に保つとともに、美しい自然を守るためになくしてはならない施設です。

しかし、**特定事業場※**から悪質な排水が下水道に流されると、下水道管を腐食したり、下水処理場の処理能力(微生物のはたらき)を低下させるなどの悪影響を及ぼします。

そこでこのようなことが起きないように、下水道法及び旭川市下水道条例により公共下水道に排出される排水の水質が規制されています。特定事業場のみなさんにはこれらの規制内容を十分ご理解いただき、適正な水質管理を行うようお願いいたします。

**※ 特定事業場とは** 人の健康を害するおそれのあるもの、または生活環境に対して害をもたらすおそれのあるものを含んだ水を排出する施設で、水質汚濁防止法施行令又はダイオキシン類対策特別措置法施行令により定められたものを、「特定施設」(“特定施設の主なもの”参照)といいます。この「特定施設」を設置している工場・事業場を「特定事業場」といいます。

## 特定施設の主なもの

- 自動式車両洗浄施設
- 洗濯業の用に供する洗浄施設
- 病院(病床数が300以上であるもの)に設置される次の施設  
《ちゅう房施設・洗浄施設・入浴施設》
- 科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する次の施設  
《洗浄施設・焼入れ施設》
- 新聞業・出版業・印刷業又は製版業の用に供する次の施設  
《自動式フィルム現像洗浄施設・自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設》
- 麺類製造業の用に供する湯煮施設
- 飲食店に設置されるちゅう房施設(総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く)
- パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
- 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
- 畜産食料品製造業の用に供する次の施設  
《原料処理施設・洗浄施設(洗びん施設を含む)・湯煮施設》
- 水産食料品製造業の用に供する次の施設  
《水産動物原料処理施設・洗浄施設・脱水施設・ろ過施設・湯煮施設》
- 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する次の施設  
《原料処理施設・洗浄施設・圧搾施設・湯煮施設》

特定事業場について  
のお問い合わせは

**旭 川 市 水 道 局**

担当 上下水道部下水処理センター 水質係  
〒070-8021

旭川市神居町忠和287番地

電話 62-3554 FAX 62-3564

## 特定事業場のみなさまは次の届出が必要です

### 1 特定施設設置届出書

新たに特定施設を設置しようとする場合、あらかじめこの届出が必要です。  
(違反すると3月以下の懲役又は20万円以下の罰金)

### 2 特定施設使用届出書

現に特定施設を設置していて、公共下水道を新たに使用する場合または使用している施設が新たに特定施設に指定された場合この届出が必要です。  
(違反すると20万円以下の罰金)

### 3 特定施設の構造等変更届出書

1, 2の届出者が、特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法、下水の量及び水質等を変更しようとする場合、あらかじめこの届出が必要です。  
(違反すると3月以下の懲役又は20万円以下の罰金)

### 4 その他の届出書

氏名等の変更(代表者の氏名、事業場の名称など)、特定施設の使用の廃止、または特定施設の譲り受けがあったときは、所定の届出が必要です。  
(違反すると10万円以下の過料)

表1 特定施設の届出書一覧

| 届出を必要とする場合 | 特定施設を設置しようとするとき                                                                                                                                                  | 特定施設と指定されるとき     | 特定事業場の公共下水道の使用を開始したとき | 特定施設の構造等を変更しようとするとき       | 特定施設の使用を廃止するとき | 届出事項を変更したとき            | すでに届出をした特定施設を譲り受けたとき |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-----------------------|---------------------------|----------------|------------------------|----------------------|
| 届出書類       | 特定施設設置届出書                                                                                                                                                        | 特定施設使用届出書        | 特定施設使用届出書             | 特定施設の構造等変更届出書             | 特定施設使用廃止届出書    | 氏名変更等届出書               | 承継届出書                |
| 根拠法(下水道法)  | 第12条の3第1項                                                                                                                                                        | 第12条の3第2項        | 第12条の3第3項             | 第12条の4                    | 第12条の7         | 第12条の7                 | 第12条の8               |
| 届出期限       | 特定施設を設置しようとする日の60日前まで                                                                                                                                            | 特定施設となった日から30日以内 | 公共下水道の使用を開始した日から30日以内 | 特定施設の構造等を変更しようとする日の60日前まで | 廃止した日から30日以内   | 変更した日から30日以内           | 譲り受けた日から30日以内        |
| 届出の内容      | 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名<br>2 工場又は事業場の名称及び所在地<br>3 特定施設の種類<br>4 特定施設の構造<br>5 特定施設の使用の方法<br>6 特定施設から排出される汚水の処理の方法<br>7 公共下水道に排除される下水の量及び水質その他の国土交通省令で定める事項 |                  |                       | 左欄の4号から7号までの事項で変更しようとするもの |                | 左欄の1号から2号までの事項で変更したものの |                      |

## 計画内容についてあらかじめ審査を受ける必要があります

### 1 工事の実施制限(下水道法第12条の6)

特定施設設置届出書及び特定施設の構造等変更届出書の届出者は、届出書が受理された日から60日間は、その届出に関わる工事を実施出来ません。届出者は工事着工予定日の60日前に水道事業管理者に届け出て審査を受ける必要があります。  
(違反すると20万円以下の罰金)

### 2 計画変更の命令(下水道法第12条の5)

水道事業管理者は届出があった計画内容が、水質の基準を超えると判断したときは、受理後60日以内に計画の変更命令を出すことがあります。  
(命令に違反すると1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

## この他に守らなければならないことがあります

### 1 水質を測定する義務(下水道法第12条の12)

特定施設の設置者は、下水の水質を測定し、その結果を記録して5年間保存しなければなりません。  
(違反すると20万円以下の罰金)

### 2 報告の義務(下水道法第39条の2)

特定施設の設置者は、水道事業管理者の求めに応じ、事業場の状況、除害施設または下水の水質に関して必要な報告をしなければなりません。  
(違反すると20万円以下の罰金)

### 3 事故時の措置の義務(下水道法第12条の9)

特定施設の設置者は、特定事業場で有害物質又は油類(表2 有害物質及び油類一覧)が公共下水道へ流れる事故が発生した場合には、直ちに応急の措置を講じ、速やかにその事故の状況、講じた措置の概要を水道事業管理者に届け出なければなりません。

適切な応急の措置が講じられていない場合には、水道事業管理者は、特定施設の設置者に応急の措置を講じるよう命ずることができます。(命令に違反すると6月以下の懲役又は50万円以下の罰金)

表2 有害物質及び油類一覧

| 水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる28種類の物質及びダイオキシン類 |                                   |
|-------------------------------------|-----------------------------------|
| カドミウム及びその化合物                        | 1,1,1-トリクロロエタン                    |
| シアン化合物                              | 1,1,2-トリクロロエタン                    |
| 有機燐(りん)化合物                          | 1,3-ジクロロプロペン                      |
| 鉛及びその化合物                            | チウラム                              |
| 六価クロム化合物                            | シマジン                              |
| 砒(ひ)素及びその化合物                        | チオベンカルブ                           |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物                 | ベンゼン                              |
| ポリ塩化ビフェニル                           | セレン及びその化合物                        |
| トリクロロエチレン                           | ほう素及びその化合物                        |
| テトラクロロエチレン                          | ふっ素及びその化合物                        |
| ジクロロメタン                             | アンモニア、アンモニウム化合物、<br>亜硝酸化合物及び硝酸化合物 |
| 四塩化炭素                               |                                   |
| 1,2-ジクロロエタン                         | 塩化ビニルモノマー                         |
| 1,1-ジクロロエチレン                        | 1,4-ジオキサン                         |
| 1,2-ジクロロエチレン                        | ダイオキシン類                           |
| 水質汚濁防止法施行令第3条の4各号に掲げる7種類の油          |                                   |
| 原油                                  | 灯油                                |
| 重油                                  | 揮発油                               |
| 潤滑油                                 | 動植物油                              |
| 軽油                                  |                                   |

事故が発生したときには下記の連絡先へ  
早急に通報をお願いします

連絡先 旭川市水道局上下水道部下水処理センター水質係  
旭川市神居町忠和287番地  
電話 62-3554 FAX 62-3564

## 水質基準を超える下水を流してはいけません

公共下水道へ工場・事業場の下水を流す場合には、表3の基準に適合させなければなりません。

表3 公共下水道に排除する下水の水質基準と規制内容

| 物質または項目          | 基準値          | 特定事業場                  |                        | 非特定事業場                 |                        |
|------------------|--------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
|                  |              | 50m <sup>3</sup> /日 以上 | 50m <sup>3</sup> /日 未満 | 50m <sup>3</sup> /日 以上 | 50m <sup>3</sup> /日 未満 |
| カドミウム及びその化合物     | 0.03mg/ℓ以下   |                        |                        |                        |                        |
| シアン化合物           | 1mg/ℓ以下      |                        |                        |                        |                        |
| 有機リン（りん）化合物      | 1mg/ℓ以下      |                        |                        |                        |                        |
| 鉛及びその化合物         | 0.1mg/ℓ以下    |                        |                        |                        |                        |
| 六価クロム化合物         | 0.2mg/ℓ以下    |                        |                        |                        |                        |
| 砒（ひ）素及びその化合物     | 0.1mg/ℓ以下    |                        |                        |                        |                        |
| 総水銀              | 0.005mg/ℓ以下  |                        |                        |                        |                        |
| アルキル水銀化合物        | 検出されないこと     |                        |                        |                        |                        |
| ポリ塩化ビフェニル        | 0.003mg/ℓ以下  |                        |                        |                        |                        |
| トリクロロエチレン        | 0.1mg/ℓ以下    |                        |                        |                        |                        |
| テトラクロロエチレン       | 0.1mg/ℓ以下    |                        |                        |                        |                        |
| ジクロロメタン          | 0.2mg/ℓ以下    |                        |                        |                        |                        |
| 四塩化炭素            | 0.02mg/ℓ以下   |                        |                        |                        |                        |
| 1,2-ジクロロエタン      | 0.04mg/ℓ以下   |                        |                        |                        |                        |
| 1,1-ジクロロエチレン     | 1mg/ℓ以下      |                        |                        |                        |                        |
| シス-1,2-ジクロロエチレン  | 0.4mg/ℓ以下    |                        |                        |                        |                        |
| 1,1,1-トリクロロエタン   | 3mg/ℓ以下      |                        |                        |                        |                        |
| 1,1,2-トリクロロエタン   | 0.06mg/ℓ以下   |                        |                        |                        |                        |
| 1,3-ジクロロプロペン     | 0.02mg/ℓ以下   |                        |                        |                        |                        |
| チウラム             | 0.06mg/ℓ以下   |                        |                        |                        |                        |
| シマジン             | 0.03mg/ℓ以下   |                        |                        |                        |                        |
| チオベンカルブ          | 0.2mg/ℓ以下    |                        |                        |                        |                        |
| ベンゼン             | 0.1mg/ℓ以下    |                        |                        |                        |                        |
| セレン及びその化合物       | 0.1mg/ℓ以下    |                        |                        |                        |                        |
| ほう素及びその化合物       | 10mg/ℓ以下     |                        |                        |                        |                        |
| ふっ素及びその化合物       | 8mg/ℓ以下      |                        |                        |                        |                        |
| 1,4-ジオキサン        | 0.5mg/ℓ以下    |                        |                        |                        |                        |
| ダイオキシン類          | 10pg-TEQ/ℓ以下 |                        |                        |                        |                        |
| フェノール類           | 5mg/ℓ以下      |                        |                        |                        |                        |
| 銅及びその化合物         | 3mg/ℓ以下      |                        |                        |                        |                        |
| 亜鉛及びその化合物        | 2mg/ℓ以下      |                        |                        |                        |                        |
| 鉄及びその化合物（溶解性）    | 10mg/ℓ以下     |                        |                        |                        |                        |
| マンガン及びその化合物（溶解性） | 10mg/ℓ以下     |                        |                        |                        |                        |
| クロム及びその化合物       | 2mg/ℓ以下      |                        |                        |                        |                        |
| 生物化学的酸素要求量（BOD）  | 600mg/ℓ以下    |                        |                        |                        |                        |
| 浮遊物質（SS）         | 600mg/ℓ以下    |                        |                        |                        |                        |
| ノルマルヘキサン動植物油類    | 30mg/ℓ以下     |                        |                        |                        |                        |
| 抽出物質（鉱油類）        | 5mg/ℓ以下      |                        |                        |                        |                        |
| 水素イオン濃度（pH）      | 5以上9以下       |                        |                        |                        |                        |
| よう素消費量           | 220mg/ℓ以下    |                        |                        |                        |                        |
| 温度               | 45℃以下        |                        |                        |                        |                        |

基準値を超えた下水を排除した者は、下水道法により直ちに罰せられます。  
（違反すると6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）

除害施設の設置などにより、排除する下水を基準に適合させなければなりません。

適用除外